令和５年（チ）第４３号
清算法人　世界平和統一家庭連合

報　告　書（第５回）

令和８年９月２５日

東京地方裁判所民事第８部非訟係　御中

清算人　弁護士　伊藤　　尚

報告書（第４回）の提出日頃から本報告書提出日までの清算人団による主な清算事務の経過の概要は、以下のとおりである。

１　債権申出等の状況

令和８年５月２０日に開始された債権申出の受付について、本報告書提出日前日の確認時現在における債権申出の申請者の数は、２８１名である。

清算人団は、裁判所と協議の上、申出債権の調査を開始している。

２　労務

報告書（第４回）提出日時点で雇用契約が継続していた約５００名の職員のうち、清算事務に必要な経理、総務、法務、人事等の担当職員を除く約４７０名の職員を、令和８年９月１０日をもって解雇した。当該退職者に支給する退職金には割増退職金を含まず、報告書（第１回）に記載のとおり、裁判所の許可に基づき、基本退職金のみを支給する予定である。

３　資産

⑴　不動産

本法人が所有する不動産のうち、遊休不動産（本法人が利用しておらず、関連団体とされる法人・団体に使用させていた不動産を含む。）及び所有リスクが相対的に高い不動産については、売却活動に着手している。その他の所有不動産については、物件の管理状況や物件が抱える各種のリスク等を踏まえたうえで、今後の管理及び処理の方針を検討している。

本法人が賃借する不動産については、順次賃貸借契約の解約及び賃借不動産の明渡しを進めており、本報告書提出日までに約９割の賃貸借契約（教会その他の施設の建物賃貸借契約のほか、駐車場等の土地賃貸借契約を含む。）の処理が完了した。

⑵　自動車・船舶

本法人が所有する約６００台の自動車については、本報告書提出日までにその９割超の自動車の売却等の処理が完了した。

本法人が所有していた航行不能状態の船舶１隻については、廃船の手続が完了した。

⑶　墓地・霊園

本法人に関係する墓地・霊園については、不動産の権利状況や、その経営者及び管理者の状況がさまざまであることから、清算人団は、墓地・霊園に係る権利義務関係の承継の方法等について、引き続き慎重に検討をしている。

４　訴訟等

清算開始日において本法人を当事者として係属中であった訴訟及び調停のうち、本法人が原告となっていた訴訟については、すべて完結した。

本法人が被告又は相手方となっている訴訟及び調停等については、清算人団としては、従前どおり、本清算手続の進行状況を踏まえながら、適切に対応をしていく方針である。

以上